－ 特 記 仕 様 書 －

施 工 条 件 明 示 書

工事番号	第R8-一般16号	工事名	令和8年度　公共土木施設災害復旧工事(槻木五間堀川)	事務所名	柴田町

項　　目	条　件	内　　容	施 工 方 法	備　考
1 共通仕様書の適用		本工事は，宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか，本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は，「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。		
2 主任技術者及び監理技術者(以下，配置技術者という。)の配置				
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	○	契約工期初日以降，90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や，制約条件がない場合等は，期日以前の着手も可能)		
(2)請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)	○	契約工期初日以降，○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1－1－4によること。		
(3)上記以外	◉	請負者は，現場施工に着手する日の指定がない限り，原則として，契約工期初日以降，30日以内に現場施工に着手		
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において，工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は，配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html		
3 特例監理技術者の配置				
	○対象　◉対象外	建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする		
		1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(サ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア)本工事の現場施工に着手する日までに，建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下，「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (イ)監理技術者補佐は，一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者，学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお，監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は，特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (ウ)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (エ)同一の特例監理技術者が配置できる工事は，本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし，同一あるいは別々の発注者が，同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって，かつ，それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については，これら複数の工事を一の工事とみなす。) (オ)特例監理技術者が兼務できる工事は，本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事でなければならない。 (カ)特例監理技術者は，施工における主要な会議への参加，現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (キ)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ク)監理技術者補佐が担う業務等について，明らかにすること。 (ケ)専任補助者を配置しない工事であること。 (コ)維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等 (サ)配置技術者の追加専任を必要としないもの。 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合，配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。 3 本工事において，特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。		
4 積算基準及び設計単価の適用期日				
(1)積算基準及び設計単価の適用について	◉ある　○ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。		
(2)工事請負契約締結後における設計単価の変更	○ある　◉ない	本工事は，当初工事請負契約締結後において，契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお，設計変更の対象は，資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし，災害に伴う応急仮工事など緊急を要す工事において，積算月と契約月が同月となる場合など，工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては，適用「なし」を選択することも可能とし，その場合は下欄にその理由を記載する。		
		適用「なし」の理由		
5 工程関係				
(1) 関連工事による施工時期の調整	○ある　◉ない			
(2) 施工時期による制限	○ある　◉ない			
(3) 関係機関等との協議の未成立	◉ある　○ない	交通協議	監督職員と協議し、必要書類を提出すること。	
(4) 関係機関等との協議結果，特定条件の付加	○ある　◉ない			
6 公害対策関係				
(1) 施工方法，機械施設，作業時間等の制限	◉ある　○ない	各関係法令、条例による	監督員と協議を行い施工すること。	
7 安全対策関係				
(1) 交通安全施設等の指定	◉ある　○ない	交通誘導員配置	道路使用許可条件による。	
(2) 占用埋設物との近接工事による施工方法，作業時間の制限	○ある　◉ない			
8 排水工関係				
(1) 濁水,湧水処理のための特別な対策の必要性	○ある　◉ない			
9 建設副産物対策関係(建設発生土)				
(1) 建設発生土の処理・処分について		本工事の残土は，下記に運搬するものとする。なお，下記により難い場合が生じたときは，監督職員の指示によるものとし，設計変更の対象とする。		

			処理・処分する場所		処理・処分方法	距　離	制 限 時 間	備　考
			名称	所在地				
(2) 建設発生土	処理・処分	◉ある　○ない			監督職員と協議	5.5 km 以下	8 時　30 分 ～ 17 時　0 分	

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)

(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について

下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり，処理施設を指定するものではない。なお，下記によらない場合は，監督職員と協議すること。また，処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお，廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。

		処理・処分する場所	処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は，施工管理及び契約方法等について，施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。						

(2) 建設発生土以外の建設副産物								
処理・処分	コンクリート塊	○ある	◉ない			km 以下	時 分 ～ 時 分	
	アスファルト塊	○ある	◉ない			km 以下	時 分 ～ 時 分	
	建設発生木材	○ある	◉ない					
	建設汚泥	○ある	◉ない					
	その他	○ある	◉ない					

(3) 再生材の利用	○ある ◉ない	種類・数量	再生AS合材 再生骨材

11 現場環境改善	○ある ◉ない	内容 現場環境改善の具体的な実施内容，実施期間については，施工計画書に明記し，監督職員と協議すること。

12 品質証明

(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある ◉ない	請負工事費が，1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある ◉ない	上記に該当せず，請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。
13 標準的な設計図書による発注方式	○ある ◉ない	土木工事共通特記仕様書第3編1－1－14によること。

14 資材関係

(1) 生コンクリート		生コンクリートの使用に当たっては，「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品，又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。
(2) 購入土		購入土を使用する場合は，材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」，又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。
(3) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は，請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし，使用材料や数量等を入力後，工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	必須	1.植生基盤材等，視線誘導標，型枠用合板は，原則として宮城県グリーン製品を用いること。
	○ある ◉ない	2. 盛土材,埋め戻し材
	○ある ◉ない	3. その他(　　)
(4) 県内産製品の使用	○ある ◉ない	本工事は，「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては，試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照　http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html
(5) 現場吹付法枠工		吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は，18N/mm2以上とする。

15 設計変更の手続き

(1) 設計変更の手続きについて	設計変更については，工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1－1－1－14～1－1－1－16に記載しているところであるが，その具体的な考え方や手続きについては，「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。
	詳細については，以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html **トップページ＞しごと・産業＞土木・建築・不動産業＞建設業＞設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】**

16 その他

(1) 舗装の下請制限について	○ある ◉ない	土木工事共通特記仕様書第1編1－1－3によること。
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	○ある ◉ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり，請負者は，調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他，ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。
		請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には，請負者は，当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。
(3) 三者会議の対象の有無	○ある ◉ない	本工事は，工事着手前等に当該工事の発注者，施工者，詳細設計等を担当した設計者が参加して，設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－5によること。
(4) 貸与資料の有無	○ある ◉ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。
		貸与資料(　　)
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	○ある ◉ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合，工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。
(6) 法定外の労災保険の付保について		本工事では，法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため，本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお，加入後受注者は，工事請負契約書第62条に基づき，証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	○ある ◉ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は，別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき，発注者に協議すること。

働き方改革・生産性向上に関する事項

項　　目	条　件		内　　容
17　総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○対象	◉対象	1. 対象工事の場合，活用する技術については，「ICT施工・3次元化等の活用提案　工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず，「ICT施工・3次元化等の活用提案　工事計画書」に記載の技術は，施工計画・技術提案等（いわゆる作文）の評価対象外とする。（「簡易型（施工計画型）」，「標準型」，「高度型」の場合） なお，「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も，同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上（設計変更）	○対象	◉対象	設計変更の積算手法については，総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお，(1)が対象外の場合は，当該項目も対象外となる。
18　業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	◉対象	○対象	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり，請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により，必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	○あり	◉なし	本工事は，工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進	本工事は，受発注者協力のもと，建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし，「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき，取組内容を受発注者間で協議及び共有し，工事を進めていくこととする。 詳細については，宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)		
19　週休2日工事の適用の有無			
(1)週休2日工事	◉対象	○実施	1. 週休2日工事の対象工事の場合は，宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき行うことする。 なお，週休2日工事の型式については，下記(2)のとおりする。 2. 改正労働基準法（平成30年6月成立）による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、維持工事等も含めて、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由：
(2)週休2日工事の型式	◉発注	○発注	当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし，設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。
20　女性活躍推進モデル工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進モデル工事	○対象	◉対象	実施に当たっては，宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は，宮城県ホームページ（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/）で確認のこと。
21　下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	○対象	◉対象	実施に当たっては，発注者から工事打合せ簿により，「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。
22　建設現場等における遠隔臨場の実施について			
	1. 建設現場における遠隔臨場の実施 「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。 2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目 現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。 3. 実施内容 (1)段階確認・材料確認、立会での確認 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。 (2)機器の準備 遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。 (3)遠隔臨場を中断した場合の対応 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。 (4)効果の検証 遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員等の指示による。 (5)費用 遠隔臨場にかかる費用については、標準積算基準の率計上に含まれる。なお、通信環境確保のための中継局を設置する場合などは、現場条件により積み上げにより計上する場合もあることから，事前に監督職員と協議すること。 (6)不正行為 遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、県内規（不良不適格業者排除マニュアル等）に従い、処分を実施する場合がある。		